特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
40	小児医療費助成事務(平成30年5月~) 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、小児医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書は、平成30年5月のシステム更新後の小児医療費助成事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和5年3月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	小児医療費助成事務
②事務の概要	相模原市医療費助成条例及び相模原市医療費助成条例施行規則に基づき、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、小児に係る医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とした事務である。 相模原市医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「市番号条例」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 ・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・小児医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	福祉システム(医療)、中間サーバー、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル	
小児医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
-	番号法第9条第2項
法令上の根拠	市番号条例第4条 別表第1 第2の項
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2の項
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖 まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台 まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長 緑区役所 区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセン ター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、 青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所 区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所 区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求

請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2—11—15 042-704-8908

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年2月28日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年2月28日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 スは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入る	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[O]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通じ				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 []外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	外 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	助成条例施行規則に基づき、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、小児に係る医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とした事務である。 相模原市医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定の個人を識別するための番号の利用及び特定の個人を識別するための番号の利用及び特定の個人を識別するための番号の利用をに関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「番号条例」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事	することを目的とした事務である。 相模原市医療費助成条例、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)及び相模原市行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例(平成27年条例 第41号。以下「市番号条例」という。)に基づ き、特定個人情報ファイルを使用して実施する 事務は、次のとおりとする。 ・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事 実についての審査に関する事務	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のた め)
平成30年8月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第2項 市番号条例第4条 別表第1 第2の項	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のため)
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2 の項	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担 当部署 ②部署	湖保健福祉課、健康福祉局 福祉部 藤野保健福祉課、健康福祉局 こども・若者未来局 緑子育て支援センター、健康福祉局 こども・若者未来局 中央子育て支援センター、健康福祉局 こども・若者未来局 南子育て支援センター、緑区役所 区民課、南区役所 区民課、緑区役所 大沢まちづくりセンター、科区役所 大野北まちづくりセンター、中央区役所 田名まちづくりセンター、中央区役所 上溝まちづくりセンター、南区役所 加藤まちづくりセンター、南区役所 相模台まちづくりセンター、南区役所 相武台まちづくりセンター、南区役所 相武台まちづくりセンター、南区役所 相武台まちづくりセンター、南区役所	健康福祉局 福祉部 地域医療課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 健康福祉局 こども・若者未来局 緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、南子育で支援センター、南子育で支援センター、以上まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所中央区役所 大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター	事後	重要な変更にあたらない。 (局、部単位の記載方法変更)
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	子、緑区役所区民課長 笹野清美、南区役所区 民課長 宮澤容子、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 水野克 己、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、 田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まち づくりセンター所長 斉藤規之、大野中まちづく りセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセン ター所長 光岡淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 角田小百 美、相武台まちづくりセンター所長 菊地原真、串 川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲 男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長	長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間 貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保 健福祉課長 山本美枝子、緑子育て支援センター 所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター 所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター 所長 似速康司、南子育で支援センター 所長 似かなりを 一所長 一個波康司、南区民課長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一位 一所長 一一所長 一一所長 一一 一所長 一一所長 一一所長 一一 一所長 一一所長 一	事後	重要な変更にあたらない。 (人事異動による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成30年8月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成30年8月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	地域医療課長 増田美樹夫、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 極いないのでは、一次のでは、のでは、一次のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	地域医療課長、城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健	事後	重要な変更にあたらない。 (様式の変更)
平成31年2月26日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月14日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成31年2月26日	II しきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月14日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	(位訴、洋久井保健信位訴、相模湖保健信位訴、 藤野保健福祉課 健康福祉局 こども・若者未来局 緑子育て支援センター、中央子育で支援センター、南子育で支援センター、南子育で支援センター、成山まちづくりセンター、場川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所中央区役所 大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター、南路まちづくりセンター、和模台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづくりセンター、相関台まちづく	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所の中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 区民課、大野中まちづくりセンター 区民課、大野中まちづくりセンター ス解講まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、東林まちづくりセンター、東林まちづくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりセンター、東林まちがくりちで記録を記録を表記を記述されていませいは、	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長 、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯	模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育で支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関 する問合せ 連絡先		相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2—11—15 042-704-8908	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月21日 時点	令和3年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2 の項	番号法第19条第9号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2 の項	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のため)
令和4年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	文様センター、中央十首 C 支援センター、南于 育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、串 川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出 張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセン ター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、南	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育で支援センター、南子育で支援センター、南子育で支援センター、中央子育で支援センター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野市、青野原出張所、青根出張所、中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、末まちづくりセンター、東本まちづくりセンター、東本まちづくりセンター、東本まちづくりセンター、東本まちがくりセンター、東合政策部 DX推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和4年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、子育 て給付課長、緑子育で支援センター所長、 子育で支援センター所長、南子育で支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくり センター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、 青野原出張所長、青根出張所長、中央区役所 区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名 まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター 所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター 所長、南区役所と民課長、大野中まちづくりセンター	ダー所長、田名まらつくりセンダー所長、上海ま たづノリャンター所具	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月26日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和5年3月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城 山まちづくりセンター、津久井まちづくりセン ター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくり センター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出 張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセン ター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、 麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、 相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター	支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城 山まちづくりセンター、津久井まちづくりセン ター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくり センター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出 張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセン ター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセン	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和5年3月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	令和5年2月28日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)